

教育委員会告示第4号

京丹波町通学安全見守り機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童・生徒の登下校時における見守り活動の補完を目的として、保護者による見守りを可能とするGPS機器等の購入者に対し、購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 見守り機器 位置情報を確認できる機器（GPS機器、位置情報確認機器等）のことを指し、児童・生徒の位置情報を確認することができる機器をいう。

(2) GPS機器 全地球測位システムを活用して位置情報を収集及び送信する機器で、児童・生徒の見守りを行うための機能に特化されたものをいう。

(3) 位置情報確認機器等 スマートタグ等の周囲のスマートフォン等を介して位置を把握することができる機器又はGPS機能以外で位置情報が確認できる機器全般をいう。

(4) 保護者 申請日において、京丹波町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助対象となる者は、見守り機器を購入した保護者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 京丹波町の住民基本台帳に記録されている者であること。(区域外就学その他の事由により、本町の住民基本台帳に記載されていない場合を除く。)

(2) 児童・生徒の登下校時における見守りを目的とし、位置情報を検索するサービスの利用をしていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、通学時に使用することを目的とした見守り機器の購入に要した費用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、購入日から起算して1年以内に申請したものとする。

(1) GPS機器(加入料及び登録手数料、月額使用料、ケース並びにストラップ等の附属品は除く。)

(2) 位置情報確認機器等(ケース及びストラップ等の附属品は除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、児童又は生徒1人につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,500円を上限とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 この要綱による補助は、児童又は生徒1人につき1回限りとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付申請及び請求をしようとする保護者(以下「申請者」という。)は、京丹波町通学安全見守り機器購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、機器購入に係る領収

書等の写しを添付し、当該年度の２月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定等)

第７条 教育委員会は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、当該申請者に対し、京丹波町通学安全見守り機器購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第８条 教育委員会は、虚偽その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた者がいるときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第９条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和８年６月２３日から施行し、令和８年４月１日以後に購入した見守り機器について適用する。